

特集2

環境アセスメントを知ろう

環境アセスメントとは？

事業者が大規模な開発などの事業を行う際に、自ら環境に与える影響を予測・評価し、その結果に対して市民や市が意見を言うことで、事業者が環境に配慮した事業を行うよう促す制度です。市では、専門家の意見も聞きながら様々な角度から環境配慮を促しています。なお、平成28年度末時点で制度を開始した昭和51年以降、延べ304件の環境アセスメントを実施しました。

どのようなものを予測するのか？

事業の種類によって、次の項目の中から専門家の意見を踏まえ影響を受けるおそれがあるものを選定し、予測します。

【環境影響評価項目】

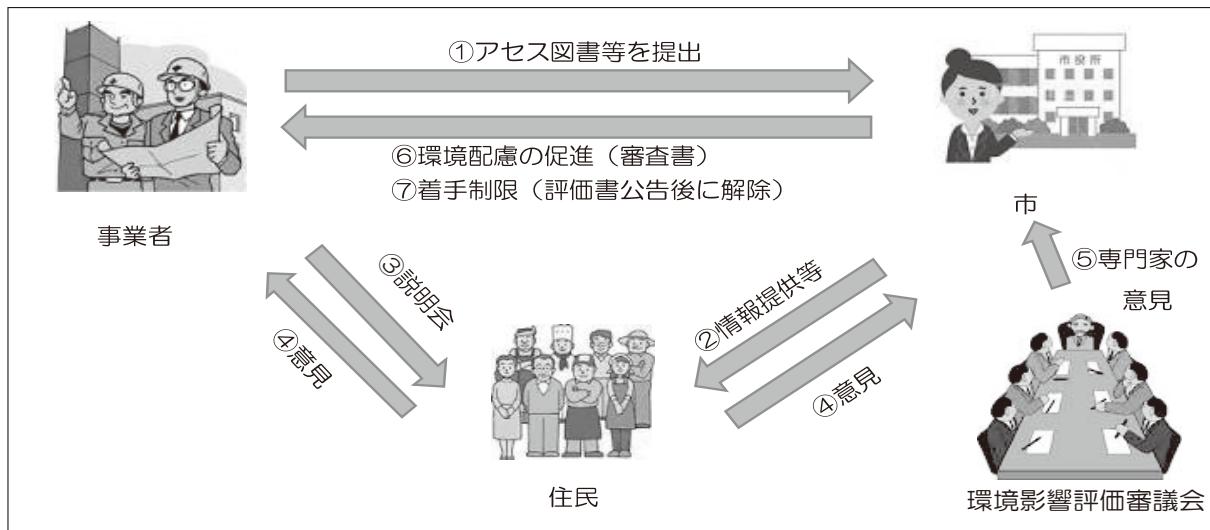
大気質・悪臭・水質・底質・水象、地形・地質・地盤、土壤汚染、植物、動物、生態系、緑、騒音・振動・低周波音、廃棄物等、景観、日照阻害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、人と自然とのふれあい活動の場、地域交通、歴史的文化的遺産、安全、温室効果ガス

環境アセスメントが行われる事業はどのようなもの？

川崎市環境影響評価に関する条例で15種類定めており、事業の大きさ（規模要件）によって環境アセスメントが必要になります。下の表は環境アセスメントの対象事業の一部を示したものです。

事業の種類	規模要件
高層建築物の新設	高さが80m以上のもの
工場又は事業所の新設	敷地面積9,000㎡ 又は 建築面積3,000㎡以上のもの

環境アセスメントにおける市民・事業者・市の関係は？



環境アセスメントの情報を見る方法は？

事業者が環境影響を予測・評価した結果をまとめた図書を、事業計画地のある区役所、支所、出張所で縦覧しているほか、市のホームページでもご覧いただけます。縦覧は決められた期間内で行われますのでご注意ください。なお、環境評価室では、縦覧期間が過ぎたものでも貸し出し、閲覧が可能です。

市民が意見を言う方法は？

縦覧の期間内に、意見を言うことができます。提出方法は、環境評価室宛てに郵送またはご持参いただくか、市のホームページの専用フォーマットからご提出ください。

詳しくは市のホームページの「環境評価制度のあらまし」をご覧ください。

川崎市 環境アセスメント

